

令和5年4月1日
以降に就職された方へ



新規学卒者、U・I・Jターン者 就職奨励金交付制度のご案内



市では、若者の地元への就職と定着を促進するとともに、地域の活性化を図るため、市内の事業所に就職した新規学卒者、U・I・Jターン者に対し、奨励金を交付します。

交付対象者	市内の事業所に常用雇用者として雇用された方で、次の要件を全て満たす人 (1) 雇用開始日の属する年度の4月1日現在の年齢が35歳未満である (2) 1年以上雇用されており、引き続き就労する意思がある (3) 雇用主が風営法第2条に規定する事業を営む事業主でない (4) 市税を滞納していない (5) 就職した日から2年を経過していない (6) 雇用開始日から3年以内に転勤のため市外に住所を移す可能性が見込まれない ※常用雇用とは…期間の定めのない労働者または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された場合をいいます。 ※市外の事業所(本社等が市内にある場合に限る。)に通勤する方も、対象となります。
新規学卒者等の範囲	【新規学卒者】 中学校、高等学校、特別支援学校、大学(大学院、短期大学を含む。)、高等専門学校または専修学校を卒業した日から翌々年の3月31日までの間に市内の事業所に勤務するために雇用され、市内に住所がある人 【Uターン者】 大船渡市の出身者で、市外に転出して1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人 【I・Jターン者】 大船渡市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人
奨励金の額	1人につき、大船渡地域商品券10万円分
交付申請の時期	就職した日から1年経過した後、次の書類を市に提出してください。 (1) 新規学卒者等就職奨励金交付申請書(様式第1号) (2) 雇用証明書(様式第2号) (3) 雇用契約書等の写し ※期間の定めがないこと、または1年を超えて雇用が見込まれること、及び1週間の所定労働時間が30時間以上であることを確認できるもの (4) 雇用保険被保険者資格取得等を確認できるもの(雇用保険被保険者証)の写し (5) 新規学卒者、Uターン者のうち、住民票の異動を行わず転出していた場合は、卒業証書の写し、または就業先の就業期間証明書等
手続きの流れ	<pre>graph LR; A[申請者] -- ① 交付申請 (雇用から1年経過後) --> B[市役所]; B -- ② 交付決定通知 --> A; C[商工会議所] -- ③ 交付決定通知書、認印 --> A; C -- ④ 奨励金 (大船渡地域商品券) の交付 --> A;</pre>

【申請/お問合せ先】大船渡市商工課 TEL27-3111 (内線111)